ナイジェリア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ナイラ	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
4,620	14,100	14,100	200	60,000	4,620	14,100	218	8,300	896	240	37	17,100
1,150	3,500	3,500	50	15,000	1,150	3,500	55	2,100	224	60	9	4,300
3,080	9,400	9,400	133	40,000	3,080	9,400	145	5,500	597	160	25	11,400
770	2,400	2,400	33	10,000	770	2,400	36	1,400	149	40	6	2,900
380	1,200	1,200	17	5,000	380	1,200	18	700	75	20	3	1,400
380	1,200	1,200	17	5,000	380	1,200	18	700	75	20	3	1,400

附　則

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○経済産業省令第十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第二十六条の規定及び小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十四条第二号の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月一日　　経済産業大臣　枝野　幸男

小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則（昭和四十一年七月二日通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設備資金貸付事業及び設備貸与事業の業務の方法の基準）

第一条　小規模企業者等設備導入資金助成法（以下「法」という。）第十四条第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る資金の貸付け（以下「資金貸付け」という。）又は貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供（以下「設備貸与」という。）は、小規模企業者等又は創業者のうち、一般の金融機関から当該資金又は当該設備の設置若しくは当該プログラム使用権の取得に要する資金の融通を受けることが困難であり、かつ、当該資金貸付けに係る償還又は当該設備貸与に係る対価の支払が確実に行われると認められる者であつて、次の要件を満たすことが見込まれるものに対して行われること。

イ　次の式により算定した率が百％を上回ることがないこと。

当該事業年度中に受ける設備資金貸付事業に係る貸付金額（公害防止施設（別表第一に掲げる設備のうち、法第五条第一項ただし書に規定する設備をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の合計額÷第三号に規定する貸付金額の上限額＋当該事業年度中に利用する設備貸与事業に係る設備の価格（公害防止施設に係るもの及び第六号により前納したものを除く。）の合計額÷第六号による設備の価格の上限額

ロ　次に掲げる業種に属する事業の用に供する設備に係る資金貸付け又は設備貸与を受けることがないこと。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する業種その他公の秩序又は善良の風俗を害する観点から対象とすることが適当でないと認められる業種

(2)　(1)に掲げるもののほか、特別の理由により対象とすることが適当でないと都道府県知事が認める業種

二　資金貸付けの対象設備は、次に掲げる設備（土地及び建物（小売業及びその事業の形態が小売業に類するサービス業に属する事業に係る店舗の内装工事及び外装工事に係るものを除く。）、物品賃貸業における賃貸用の物品等のうち、主としてその者の管理下に置かれていない状態で使用されるものその他特別の理由により対象とすることが適当でないと都道府県知事が認める設備を除く。）であること。

イ　法第二条第五項第一号に掲げる設備

ロ　法第二条第五項第二号に掲げる設備（当該設備を導入することにより付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）若しくは従業員一人当たりの付加価値額の増加率が五年間で十％、四年間で八％若しくは三年間で六％（法第二条第一項第二号に掲げる小規模企業者等にあつては、五年間で十五％、四年間で十二％若しくは三年間で九％）以上となると見込まれるもの又は別表第一に掲げるものに限る。）

二の二　資金貸付けを受ける者と設備の販売会社との間で締結される売買契約（これに準ずるものを含む。以下同じ。）において、貸与機関からの貸付金相当額が原則として貸付金の受取後一月以内に当該販売会社に支払い、かつ、当該設備の価額のうち貸与機関からの貸付金相当額を控除した額が原則として貸与機関との契約締結後六月以内又は設備の導入完了後六月以内に支払うべき旨が定められていること。